

平成26年4月8日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 中本昌宏

平成25年(ハ)第201号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成26年3月18日

判 決

山口県

原告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、18万3846円及びうち12万3991円に対する平成25年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間の金銭消費貸借契約に基づき、平成12年5月2日から平成16年2月23日までの間、別紙計算書のとおり借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。
- (2) 原告は、上記借入金の弁済にあたり利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払ったため、過払金が発生している。
- (3) 被告は、上記過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であ

るから、過払金に年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

- (4) 本件取引によって発生した過払金及びこれに対する利息は、次のとおりである。

ア 過払金12万3991円

イ 平成25年10月17日現在の未払利息5万9855円

ウ 上記過払金に対する平成25年10月18日から支払済みまで年5分の割合による利息

## 2 被告の主張の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、陳述したものとみなした答弁書及び準備書面において、以下のとおり主張している。

### (1) 訴外人による弁済について

本件取引における平成16年2月23日の弁済は訴外[ ]によるものであり、被告は、原告から不当に利得を得たことにはならないのであるから、原告は、被告に返還請求を行う立場にはないし、また、訴外[ ]に代位して請求を行う立場にもない。

したがって、上記弁済によって発生したとする過払金を原告に返還すべき理由はない。

### (2) 被告は悪意の受益者ではないことについて

被告は、昭和58年11月1日より施行された貸金業法17条1項及び18条1項に規定する書面を交付する十分な態勢を常に整備し、同法の施行から現在に至るまで、各消費者に対し、各取引毎に、かかる書面の交付を行っている。したがって、被告は、貸金業者として、各消費者に対し、各取引毎に、適法に同法17条1項及び18条1項に規定する所定の書面を交付していると認識していたのであり、また、そのように認識するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情がある。

したがって、被告は、民法704条の「悪意の受益者」ではない。

(3) 原告に返還すべき過払金について

被告は、顧客より受領した制限超過利息の一部については、既に法人税として納付しており、法人税として納付した部分に相当する範囲において利益は現存しておらず、被告は悪意の受益者ではないのであるから、その余の現存する部分についてのみ原告に返還義務を負う。

(4) 利息を付すべき始期について

仮に、被告が悪意の受益者と評価されたとしても、利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。

3 上記2(1)の被告の主張に対する原告の反論

訴外[ ]は、原告の当時の勤務先の経営者の妻であり、平成16年2月23日に原告が出張に行ったことから、被告店舗に返済金を持参してもらったに過ぎない。

したがって、訴外[ ]は、原告の使者として支払いを行ったものであり、同日の50万円の返済によって、原告の損失のもと被告が利得を受けていることは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 本件取引について

(1) 本件取引のうち平成12年5月2日から平成15年10月26日までの間に別紙計算書のと通りの借入れと弁済がなされたことは、当事者間に争いがない。

(2) 被告は、本件取引のうち平成16年2月23日の弁済は訴外[ ]によるものであるから、原告に不当利得返還請求権は発生していないと主張するが、証拠（甲2、3、6）によれば、上記弁済は、原告の使者として訴外[ ]がなしたものであることは明らかである。

なお、被告は、原告に本件不当利得返還請求権が存すると判断されることになれば、被告において、原告と訴外[ ]の双方から請求を受けるとい

う非常に不安定な立場におかれることになるというのであるが、そのようなことは単なる杞憂に過ぎないと思われる。

## 2 悪意の受益者について

- (1) 最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決が説示する民法704条の「悪意の受益者」であるとの推定を覆す「特段の事情」については、みなし弁済の適用要件に係るその時々最高裁判決等を踏まえ、被告において、その要件事実のすべてを主張立証できないとしても、みなし弁済が成立すると認識していたのも無理はないと思わせる程の証拠と理由付けが提出されてこそ、みなし弁済の適用があると認識したことについて合理的で相当な「特段の事情」があったといえるのである。
- (2) しかし、被告は、旧貸金業法43条1項が規定するみなし弁済の適用要件のうち、同法17条書面の交付及び同法18条書面の交付に関しては、変遷する判例に従って基本契約書等の改訂を行ってきていると主張するのみで、当該顧客ごとの個別の当時の資料（契約書控えやATM明細書の控え）の提出は不要であるとして、本件取引における同法17条書面の交付及び同法18条書面の交付に関する具体的な主張立証をしようとしないのであるから、上記「特段の事情」があったと認定することはできない。
- (3) したがって、被告において制限利率を超える利息を受領していたことの認識があった以上、被告は、本件過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるのであって、過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

## 3 過払金の減額について

本件過払金の取得につき被告が悪意の受益者であることは上記2のとおりであるところ、善意の受益者であることを前提として、現存利益の返還で足りるとする被告の前記第2の2(3)の主張は、その前提を欠くものであり、失当である。

## 4 過払利息の発生時期について

民法704条によって過払金に利息が付される趣旨は、利得財産である過払金からは法定利息と同程度の付加利益が生じるのが通常であり、これを損失者である借主からみれば、いわゆる得べかりし利益の喪失になるので、それを併せて返還させることにしたのであり、したがって、貸主において過払金の取得があれば、その時点から当然に利息が発生するのであって、その発生時期は、過払金返還請求権の権利行使の可否によって左右されるものではないのである。過払利息は過払金の発生と同時に発生することは、最高裁平成21年(受)第1192号同年9月4日第二小法廷判決によって明らかにされているところであり、被告は、過払金が発生した都度その過払金に利息を付して返還すべきである。

5 本件過払金及び利息について

本件取引において原告が支払った利息を利息制限法所定の制限利率に引き直して充当計算をすると、請求原因の要旨(4)アないしウのと通りの過払金及び利息が発生していることが認められる(別紙計算書)。

6 よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、被告申立ての仮執行免脱宣言ないし仮執行開始時期の指定は、いずれも相当でないからこれを付さないこととする。

岩国簡易裁判所

裁判官

岸本 廣重

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 6 年 4 月 8 日

岩国簡易裁判所

裁判所書記官      中   本   昌   宏

